

賃金台帳等の保存について

第157回労働政策審議会労働条件分科会（令和元年12月24日）資料抜粋

（参考）保存の必要な書類

- ①労働者名簿
- ②賃金台帳
- ③雇入に関する書類 例：雇入決定関係書類、契約書、労働条件通知書、履歴書、身元引受け書等
- ④解雇に関する書類 例：解雇決定関係書類、解雇予告除外認定関係書類、予告手当または退職手当の領収書等
- ⑤災害補償に関する書類 例：診断書、補償の支払、領収関係書類等
- ⑥賃金に関する書類 例：賃金決定関係書類、昇給・減給関係書類等
- ⑦その他労働関係に関する重要な書類
例：出勤簿、タイムカード等の記録、労使協定の協定書、各種許認可書、始業・終業時刻など労働時間の記録に関する書類（使用者自ら始業・終業時間を記録したもの、残業命令書及びその報告書並びに労働者が自ら労働時間を記録した報告書）、退職関係書類、休職・出向関係書類、事業内貯蓄金関係書類、労使委員会の決議により対象労働者各人の健康確保措置に関する状況等の記録等

出所：厚労省「賃金台帳等の保存について」

（第157回労働政策審議会労働条件分科会（令和元年12月24日）資料抜粋）

立国社 阿部知子

2020/3/11 衆議院厚生労働委員会 資料②

○ 定期監督等実施状況・法違反状況（過去5年分）

年	定期監督等 実施事業場数	違反事業場数			
		労働基準法 第23・24条 (賃金不払)	労働基準法 第37条 (割増賃金)	労働基準法 第107条 (労働者名簿)	労働基準法 第108条 (賃金台帳)
平成26年	129,881	5,356	19,923	1,665	9,053
平成27年	133,116	5,425	19,400	1,654	9,527
平成28年	134,617	5,200	18,772	1,608	10,127
平成29年	135,785	5,334	20,347	1,436	11,784
平成30年	136,281	5,112	20,987	1,295	11,882

（※）労働基準法109条（記録の保存）の違反については、平成31年

（令和元年）分から集計することとしている。

出所：厚労省「定期監督等実施状況・法違反状況（過去5年分）」

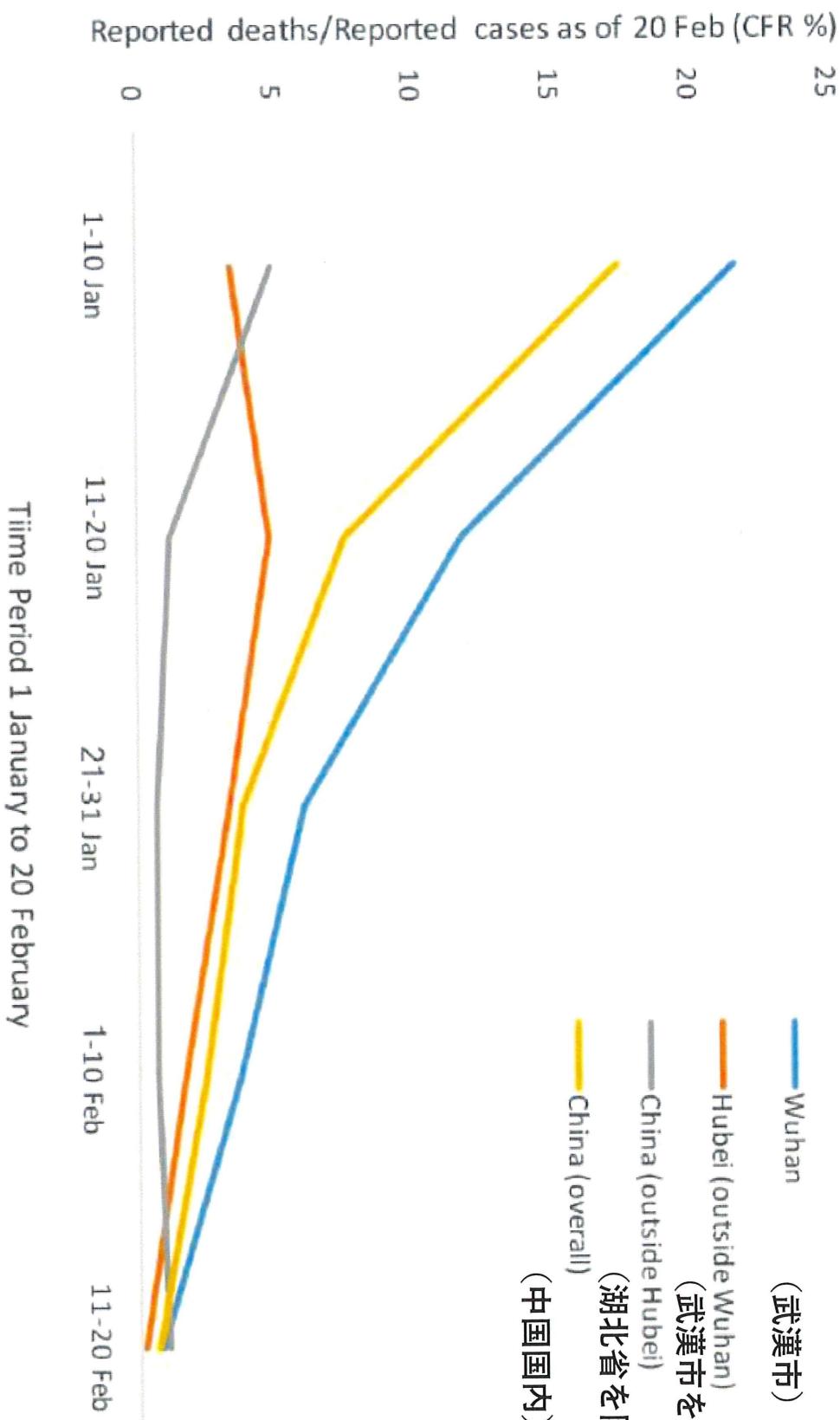


Figure 4 Case fatality ratio (reported deaths among total cases) for COVID-19 in China over time and by location, as of 20 February 2020

出所：WHO "Report of the WHO-China Joint Mission on Coronavirus Disease2019(COVID-19)"¹¹

地名部分「（武漢市）（武漢市を除く湖北省）（湖北省を除く中国）（中国国内）」阿部知子事務所加筆

6. 公衆衛生対策（学校等の臨時休業等）

提言

A. 体制・制度の見直しや検討、事前準備を要する問題

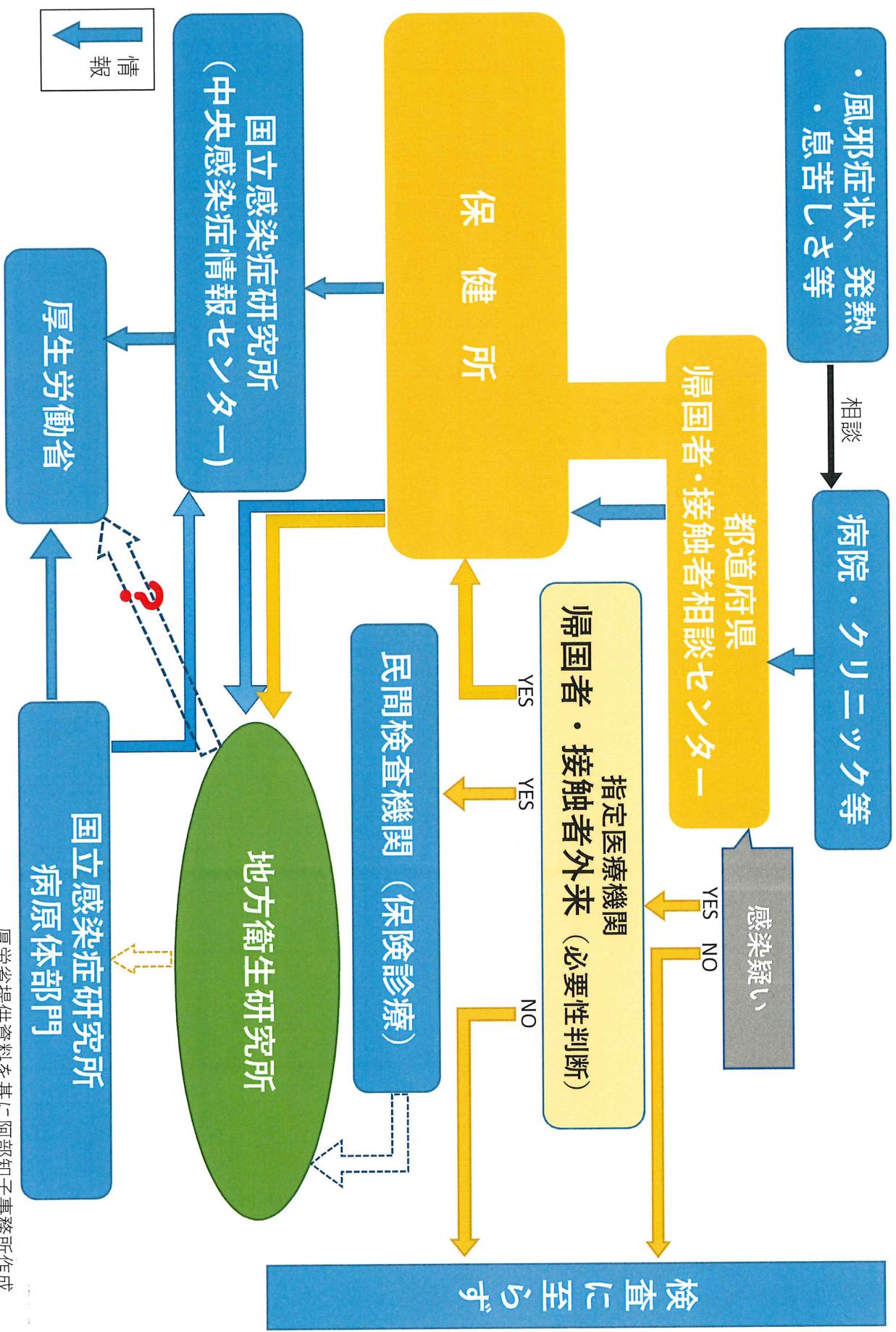
1. 学校や保育所、通所施設等（以下「学校等」という。）の臨時休業について、今は一定の効果はあったと考えられるが、今後さらに、休業中の行動も含めた学校等の休業時の実態を把握し、情報を公開しながら知見を収集し、学校等の臨時休業の効果やそのあり方を検討すべきである。
2. 病原性に応じた学校等の休業要請等について、国が一定の目安（方針、基準）を示した上で、地方自治体がその流行状況に応じて運用を判断すべきである。
3. 学校等の臨時休業や、事業自粛、集会やイベントの自粛要請等には、感染者の保護者や従業員が欠勤を余儀なくされるなどの社会的・経済的影响が伴うため、国はそれらを勘案し、対策の是非や事業者によるBCP（事業継続計画）の策定を含めた運用方法を検討すべきである。また、実施に際しては社会的・経済的影响について理解が得られるように更なる周知が必要である。
4. 学校等の臨時休業の情報について、地域の医療機関や医師会と学校等の関係者が迅速に情報共有出来るようなネットワークシステムを構築すべきである。

B. 運用上の課題

1. 学校等の臨時休業の運用方法については、近接市町村と連携した休業要請の実施と、理解を得るための広報が必要である。
2. 休業中の学校等の生徒等が、学校等の休業の意味や、休業中の行動について理解しなければ、休業の効果がなくなることから、こうしたことについて、一層の周知が必要である。
また、発病者の自宅待機期間や就業可能時期の判断などについて、臨床情報も踏まえながら、国が一定の考え方を示すべきである。
3. 罹患した従業員等に対して事業主が一律に医療機関を受診させて検査キットを用いた治癒証明書の取得を求めるなど、医学的には必要性に乏しい事例がみられたことから、正確な情報提供をより迅速に行うべきである。

新型コロナウイルス感染症サーベイランス体制

立国社 阿部知子
2020/3/11 衆議院厚生労働委員会 資料⑤



新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案 概要

第一 目的

新型コロナウイルス感染症検査の実施体制の整備に必要な措置等を定めることにより、新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施を促進し、もって国民の生命及び健康を保護することを目的とすること。

第二 政府による検査体制の検証

- ① 医師は、自ら実施し、又は実施を求めた非行政検査の結果が得られたときは、直ちにその旨を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。
- ② ①の届出を受けた都道府県知事は、直ちにこれを厚生労働大臣に報告しなければならないものとすること。
- ③ 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症検査の実施件数及びその結果を集計し、その結果を速やかに公表しなければならないものとすること。
- ④ 国は、それぞれの地域における新型コロナウイルス感染症検査の実施体制及び実施状況について必要な調査を行うものとすること。
- ⑤ 国は、③及び④等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施を促進する観点から、新型コロナウイルス感染症検査の実施体制及び実施状況について、速やかに検証を行うものとすること。

第三 検査の最大限の拡充及び迅速な実施

- ① 国・都道府県等は、第二⑤の検証の結果を踏まえ、行政検査を円滑かつ迅速に実施することができるよう、行政検査の実施体制の整備に必要な措置を講ずるものとすること。
- ② 国・都道府県等は、第二⑤の検証の結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症検査の実施体制の整備を図るため、新型コロナウイルス感染症検査を実施する医療機関、民間事業者等に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとすること。
- ③ 国は、新型コロナウイルス感染症検査の能力の向上に資する研究開発の促進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとすること。
- ④ 都道府県知事は、医師が新型コロナウイルス感染症にかかるといふと疑うに足りる正当な理由のある者を診察し新型コロナウイルス感染症検査が必要と判断した場合において、当該医師から、行政検査の実施を求められたときは、当該医師の意見を尊重し、迅速に実施するよう努めるものとすること。

第四 必要な予算措置の確保

国は、新型コロナウイルス感染症検査の実施体制の整備、新型コロナウイルス感染症検査に係る研究開発の促進等のため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

第五 施行期日等

- ① この法律は、公布の日から施行すること。
- ② この法律は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症とする政令により定められた期間の末日（令和三年一月三十一日）限り、その効力を失うものとすること。

災害派遣医療チーム(DMAT)

立国社 阿部知子
2020/3/11 衆議院厚生労働委員会 資料⑦

- ・災害急性期(発災後48時間以内)に活動が開始できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム
- ・平成17年3月から厚生労働省の災害派遣医療チーム研修事業により整備を開始。
- ・平成31年4月1日現在 14,204名 1,686チームが研修修了済
- ・1チームの構成は医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本。

